

3.9世代移動通信システムの普及のための特定基地局の 開設計画の認定に係る審査結果

～773MHzを超え803MHz以下の周波数を使用する特定基地局～

総合通信基盤局

平成24年6月

3. 9世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設指針（以下「開設指針」という。）に係る特定基地局（773MHzを超え803MHz以下の周波数を使用する特定基地局）の開設に関する計画（以下「開設計画」という。）の認定申請については、平成24年4月17日から同年5月25日までの申請期間中に、イー・アクセス株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社から申請があり、これらの3件の申請（KDDI株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社に係る申請については、地域ごとに連携する者として申請しているため、開設指針の規定に基づき、1の申請とみなす。）について、電波法第27条の13第4項及び開設指針の規定により、次のとおり審査を行う。

まず、申請された開設計画が満たすべき最低限の基準である絶対審査基準について次のとおり審査を行う。

絶対審査基準 審査結果			
	イー・アクセス	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	KDDI／沖縄セルラー電話
開設計画が開設指針に照らし適切なものであること。（電波法第27条の13第4項第1号）			
開設指針第1項 開設指針の対象とする特定基地局の範囲			
特定基地局の範囲は、無線設備規則第49条の6の4、第49条の6の5又は第49条の6の9に規定する技術基準に係る無線設備（当該無線設備の発射する電波の中継を行う同規則第49条の6に規定する技術基準に係るものを含む。）を使用する基地局及び陸上移動中継局のうち、次に規定する周波数を使用するものとする。（開設指針第1項）	評価：適	評価：適	評価：適
	いずれの申請も、以下のように、特定基地局として規定された技術基準を使用することとしているため適当と認められる。		
	無線設備規則第49条の6の9（LTE）に規定する技術基準に係る無線設備を使用。	無線設備規則第49条の6の9（LTE）に規定する技術基準に係る無線設備を使用。	無線設備規則第49条の6の9（LTE）に規定する技術基準に係る無線設備を使用。
開設指針第2項 周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数のうち特定基地局に使用させることとする周波数及びその周波数の使用に関する事項 他			
1 特定基地局に使用させることとする周波数は、773MHzを超え803MHz以下の周波数とする。（開設指針第2項第1号）	評価：適	評価：適	評価：適
	いずれの申請も、773MHzを超え803MHz以下の周波数（周波数幅10MHz）を希望する順に記載し、かつ、全国の区域での使用を計画しているため適当と認められる。		
2 特定基地局に係る前号に規定する周波数の使用区域は、全国とする。（開設指針第2項第2号）	1 希望する周波数の範囲 第1希望 783MHzを超え793MHz以下	1 希望する周波数の範囲 第1希望 783MHzを超え793MHz以下	1 希望する周波数の範囲 第1希望 783MHzを超え793MHz以下
3 申請することができる周波数の帯域幅は、10MHzとし、希望する周波数の範囲として、773MHzを超え783MHz以下、783MHzを超え793MHz以下及び793MHzを超え803MHz以下の周波数を希望する順に開設計画に記載すること。（開設指針第10項第3号(1)）	第2希望 793MHzを超え803MHz以下 第3希望 773MHzを超え783MHz以下 2 使用区域 全国	第2希望 793MHzを超え803MHz以下 第3希望 773MHzを超え783MHz以下 2 使用区域 全国	第2希望 773MHzを超え783MHz以下 第3希望 793MHzを超え803MHz以下 2 使用区域 全国

	イー・アクセス	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	KDDI／沖縄セルラー電話																																		
開設指針第7項 特定基地局の配置及び開設時期に関する事項																																					
<p>1 認定日から7年を経過した日の属する年度の末日までに、総合通信局の管轄区域ごとの特定基地局の人口カバー率が全て100分の80以上になるように特定基地局を開設しなければならない。(開設指針第7項第1号)</p> <p>2 認定日から7年を経過した日の属する年度の末日までに、3.9世代移動通信システムの基地局※であって、773MHzを超え803MHz以下の周波数を使用するものの運用を開始しなければならない。(開設指針第7項第2号)</p> <p>※特定基地局のうち無線設備規則第49条の6の9に規定する技術基準に係る無線設備(占有周波数帯幅が10MHz以上のものに限る。)を使用するものをいい、以下「3.9世代基地局」と記載。</p>	評価：適	評価：適	評価：適																																		
	<p>いずれの申請も、以下のように、平成31年度末までに、総合通信局の管轄区域ごとの特定基地局の人口カバー率が全て80%以上となり、かつ、3.9世代基地局の運用を開始しているため適当と認められる。</p>																																				
	<p>1 特定基地局の運用開始 平成27年4月30日(LTE:10MHz幅) (平成27年12月サービス開始)</p> <p>2 3.9世代基地局の運用開始 「1 特定基地局の運用開始」と同じ。</p> <p>3 特定基地局の人口カバー率 各管内で80%達成…平成29年度 全国の人口カバー率の推移(年度末)</p> <table border="1"> <tr><td>平成27年…32.8%</td><td>平成33年…99.3%</td></tr> <tr><td>平成28年…74.2%</td><td>平成34年…99.4%</td></tr> <tr><td>平成29年…99.0%</td><td>平成35年…99.5%</td></tr> <tr><td>平成30年…99.0%</td><td>平成36年…99.6%</td></tr> <tr><td>平成31年…99.1%</td><td>平成37年…99.7%</td></tr> </table>	平成27年…32.8%	平成33年…99.3%	平成28年…74.2%	平成34年…99.4%	平成29年…99.0%	平成35年…99.5%	平成30年…99.0%	平成36年…99.6%	平成31年…99.1%	平成37年…99.7%	<p>1 特定基地局の運用開始 平成26年11月1日(LTE:10MHz幅) (平成27年1月サービス開始)</p> <p>2 3.9世代基地局の運用開始 「1 特定基地局の運用開始」と同じ。</p> <p>3 特定基地局の人口カバー率 各管内で80%達成…平成30年度 全国の人口カバー率の推移(年度末)</p> <table border="1"> <tr><td>平成26年…10.3%</td><td>平成32年…99.3%</td></tr> <tr><td>平成27年…31.0%</td><td>平成33年…99.3%</td></tr> <tr><td>平成28年…50.6%</td><td>平成34年…99.3%</td></tr> <tr><td>平成29年…70.4%</td><td>平成35年…99.3%</td></tr> <tr><td>平成30年…90.3%</td><td>平成36年…99.3%</td></tr> <tr><td>平成31年…99.3%</td><td></td></tr> </table>	平成26年…10.3%	平成32年…99.3%	平成27年…31.0%	平成33年…99.3%	平成28年…50.6%	平成34年…99.3%	平成29年…70.4%	平成35年…99.3%	平成30年…90.3%	平成36年…99.3%	平成31年…99.3%		<p>1 特定基地局の運用開始 平成26年10月31日(LTE:10MHz幅) (平成27年1月サービス開始)</p> <p>2 3.9世代基地局の運用開始 「1 特定基地局の運用開始」と同じ。</p> <p>3 特定基地局の人口カバー率 各管内で80%達成…平成29年度 全国の人口カバー率の推移(年度末)</p> <table border="1"> <tr><td>平成26年…15.1%</td><td>平成32年…99.3%</td></tr> <tr><td>平成27年…44.9%</td><td>平成33年…99.3%</td></tr> <tr><td>平成28年…70.4%</td><td>平成34年…99.3%</td></tr> <tr><td>平成29年…98.2%</td><td>平成35年…99.3%</td></tr> <tr><td>平成30年…99.1%</td><td>平成36年…99.3%</td></tr> <tr><td>平成31年…99.3%</td><td></td></tr> </table>	平成26年…15.1%	平成32年…99.3%	平成27年…44.9%	平成33年…99.3%	平成28年…70.4%	平成34年…99.3%	平成29年…98.2%	平成35年…99.3%	平成30年…99.1%	平成36年…99.3%	平成31年…99.3%	
平成27年…32.8%	平成33年…99.3%																																				
平成28年…74.2%	平成34年…99.4%																																				
平成29年…99.0%	平成35年…99.5%																																				
平成30年…99.0%	平成36年…99.6%																																				
平成31年…99.1%	平成37年…99.7%																																				
平成26年…10.3%	平成32年…99.3%																																				
平成27年…31.0%	平成33年…99.3%																																				
平成28年…50.6%	平成34年…99.3%																																				
平成29年…70.4%	平成35年…99.3%																																				
平成30年…90.3%	平成36年…99.3%																																				
平成31年…99.3%																																					
平成26年…15.1%	平成32年…99.3%																																				
平成27年…44.9%	平成33年…99.3%																																				
平成28年…70.4%	平成34年…99.3%																																				
平成29年…98.2%	平成35年…99.3%																																				
平成30年…99.1%	平成36年…99.3%																																				
平成31年…99.3%																																					
開設指針第8項 特定基地局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する事項																																					
<p>特定基地局の無線設備に対しては、適応多値変調及び空間多重技術その他の電波の能率的な利用を確保するための技術を用いなければならない。(開設指針第8項)</p>	評価：適	評価：適	評価：適																																		
	<p>いずれの申請も、特定基地局の無線設備に対して、電波の能率的な利用を確保するために、適応多値変調及び空間多重技術を用いることとしているため適当と認められる。</p>																																				
	<ul style="list-style-type: none"> ・適応多値変調を導入。 ・空間多重技術(2x2MIMO)を導入。 	<ul style="list-style-type: none"> ・適応多値変調を導入。 ・空間多重技術(2x2MIMO)を導入。 	<ul style="list-style-type: none"> ・適応多値変調を導入。 ・空間多重技術(2x2MIMO)を導入。 																																		

	イー・アクセス	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	KDDI／沖縄セルラー電話
開設指針第9項 終了促進措置に関する事項			
<p>次の(A)及び(B)に掲げる無線局を対象とする終了促進措置を実施しなければならない。(開設指針第9項第1号)</p> <p>(A) 番組素材中継を行う無線局(無線設備規則第37条の27の21に規定する番組素材中継を行う無線局をいう。以下同じ。)であって、770MHzを超え806MHz以下の周波数を使用するもの</p> <p>(B) 無線設備規則第49条の16に規定する特定ラジオマイクの無線局及び同規則第49条の16の2に規定するデジタル特定ラジオマイクの無線局</p>	評価：適	評価：適	評価：適
	いずれの申請も、以下のように、終了促進措置を実施することとしているため適当と認められる。		
	<p>1 FPU(番組素材中継を行う無線局)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年度末までに終了促進措置を完了。(設備変更の工事を平成26年7月から同年11月にかけて実施。) <p>・対象免許人が新旧周波数帯の併用を求める場合は、平成27年12月を期限として周波数共用を実施。</p> <p>2 ラジオマイク</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年度末までに終了促進措置を完了。(設備変更の工事を平成25年7月から平成26年11月にかけて実施。) <p>・対象免許人が新旧周波数帯の併用を求める場合等は、平成27年12月を期限として周波数共用を実施。</p>	<p>1 FPU(番組素材中継を行う無線局)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年8月末までに終了促進措置を完了。(設備変更の工事を平成25年度下期から平成26年8月にかけて実施。) 平成25年度下期には関東地方の対象免許人に対し無線局を提供し、先行的な検証を実施。 <p>・対象免許人が新旧周波数帯の併用を求める場合等は、平成26年度末を期限として周波数共用を実施。</p> <p>2 ラジオマイク</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年8月末までに終了促進措置を完了。(設備変更の工事を平成25年度下期から平成26年8月にかけて実施。) 無線局数が20局未満の対象免許人については、平成25年度下期までに終了促進措置を完了。 <p>・対象免許人が新旧周波数帯の併用を求める場合等は、平成26年度末を期限として周波数共用を実施。</p>	<p>1 FPU(番組素材中継を行う無線局)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年8月末までに終了促進措置を完了。(設備変更の工事を平成26年7月から平成27年8月にかけて実施。) 地域別に、平成26年10月から順次、終了促進措置を完了。 特定基地局の開設については、平成26年9月までに先行して合意を取得。 <p>・終了促進措置が未完な地域の無線局が、終了促進措置が完了済みの地域へ移動する場合は、干渉回避措置(出力低減、指向方向調整、電波の一時停止等)を実施。</p> <p>2 ラジオマイク</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年12月末までに終了促進措置を完了。(設備変更の工事を平成26年7月から平成28年12月にかけて実施。) 地域別に、平成26年10月から順次、終了促進措置を完了。 特定基地局の開設については、平成26年9月までに先行して合意を取得。 <p>・終了促進措置が未完な地域の無線局が、終了促進措置が完了済みの地域へ移動する場合は、新周波数帯に対応した代替設備の貸出しや干渉回避措置(出力低減、指向方向調整、電波の一時停止等)を実施。</p>

	イー・アクセス	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	KDDI／沖縄セルラー電話
	評価：適	評価：適	評価：適
<p>1 終了促進措置の実施概要の周知及び実施手順の通知、免許人団体との間での当該周知・通知の実施についての協議並びに終了促進措置に係る対象免許人との合意について、他の全ての認定開設者と共同して実施することとし、当該事項及び当該合意の実施方法について認定日から3月以内に、他の全ての認定開設者と協議し、合意すること。(開設指針第9項第4号(1))</p> <p>2 他の全ての認定開設者との合意の日から6月以内に、終了促進措置の実施の概要を対象免許人に周知させるための措置を開始すること。(開設指針第9項第4号(2))</p> <p>3 他の全ての認定開設者との合意の日から6月以内に、終了促進措置の実施手順を対象免許人に対して通知すること。(開設指針第9項第4号(3))</p>	<p>いずれの申請も、以下のように、終了促進措置に係る対象免許人との合意等について、他の全ての認定開設者と共同して実施し、その方法について認定日から3か月以内に、他の全ての認定開設者と協議・合意することとし、かつ、当該合意の日（以下「合意日」という。）から6か月以内に、終了促進措置の実施概要の周知を開始し、実施手順の通知を完了することとしているため適当と認められる。</p>		
	<p>1 他の認定開設者との協議・合意</p> <p>・終了促進措置に係る対象免許人との合意等について、他の全ての認定開設者と共同して実施し、その方法について認定日から3か月以内に、他の全ての認定開設者と協議し、合意する。</p>	<p>1 他の認定開設者との協議・合意</p> <p>・終了促進措置に係る対象免許人との合意等について、他の全ての認定開設者と共同して実施し、その方法について認定日から3か月以内に、他の全ての認定開設者と協議し、合意する。</p>	<p>1 他の認定開設者との協議・合意</p> <p>・終了促進措置に係る対象免許人との合意等について、他の全ての認定開設者と共同して実施し、その方法について認定日から3か月以内に、他の全ての認定開設者と協議し、合意する。</p>
	<p>2 実施概要の周知</p> <p>・合意日から6か月以内に、免許人団体を通じた郵送での周知のほか、自社のウェブサイト等により実施概要の周知を開始。</p>	<p>2 実施概要の周知</p> <p>・合意日から6か月以内に、自社のウェブサイト、免許人団体のウェブサイト・会報、技術雑誌への広告等により実施概要の周知を開始。</p>	<p>2 実施概要の周知</p> <p>・合意日から6か月以内に、自社のウェブサイト、免許人団体のウェブサイト・会報、販売店での文書配布、放送関係出版物への掲載等により実施概要の周知を開始。</p>
	<p>3 実施手順の通知</p> <p>・郵送により実施手順の通知を実施し、合意日から6か月以内に完了。</p> <p>・通知の実施に併せ、対象免許人から終了促進措置に関する要望を聴取。</p>	<p>3 実施手順の通知</p> <p>・平成25年1月から、郵送（配達証明郵便）により実施手順の通知を実施し、合意日から6か月以内に完了。</p> <p>・配達できない場合は、電話や訪問により免許人住所の確認を実施。</p>	<p>3 実施手順の通知</p> <p>・郵送により実施手順の通知を実施し、合意日から6か月以内に完了。</p> <p>・説明会を実施し、不参加者には電話連絡を実施。</p>

	イー・アクセス	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	KDDI／沖縄セルラー電話
<p>1 実施概要の周知及び実施内容の通知の実施前に、対象免許人を社員その他の構成員としている法人又は団体（以下「免許人団体」という。）との間で協議を行うこと。（開設指針第9項第4号(4)）</p> <p>2 対象免許人との間で、当該対象免許人が行う措置の内容及びその実施時期並びに当該措置に係る終了促進措置に関する費用負担の範囲、方法及び実施時期並びに当該対象免許人が当該措置を行うまでの間に当該対象免許人の無線局と特定基地局が周波数を共用する場合の当該共用の条件その他終了促進措置の内容について協議を行うこと。（開設指針第9項第4号(5)）</p>	評価：適	評価：適	評価：適
	<p>いずれの申請も、以下のように、実施概要の周知及び実施内容の通知の実施前に、免許人団体との間で事前に協議を実施することとしており、かつ、対象免許人と協議を実施することとしているため適当と認められる。</p>		
	<p>1 周知・通知の事前協議</p> <ul style="list-style-type: none"> 免許人団体との間で、周知・通知に関する事前協議を実施。 <p>2 FPUとの協議</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年4月から、終了促進措置の内容及び実施時期、費用負担に関する事項、周波数共用条件等について協議を開始。 免許人団体と事前に枠組みを合意し、その内容に沿って協議を実施。 <p>3 ラジオマイクとの協議</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年4月から、終了促進措置の内容及び実施時期、周波数共用条件等について協議を開始。工事費用に関する協議は分離し、申請者と工事業者とで別途協議。 免許人団体と標準的な周波数移行フローを策定し、その内容に沿って協議を実施。 	<p>1 周知・通知の事前協議</p> <ul style="list-style-type: none"> 免許人団体との間で、周知・通知に関する事前協議を実施。 <p>2 FPUとの協議</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年4月から、終了促進措置の内容及び実施時期、費用負担に関する事項、周波数共用条件等について協議を開始。 対象免許人に個別訪問を行い、免許人の意向に応じた選択肢を準備した上で協議。 <p>3 ラジオマイクとの協議</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年4月から、終了促進措置の内容及び実施時期、費用負担に関する事項、周波数共用条件等について協議を開始。 対象免許人に個別訪問を行い、免許人の意向に応じた選択肢を準備した上で協議。 	<p>1 周知・通知の事前協議</p> <ul style="list-style-type: none"> 免許人団体との間で、周知・通知に関する事前協議を実施。 <p>2 FPUとの協議</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年7月から、無線設備の選定及び移行の時期、費用負担の範囲及び支払方法・時期、周波数共用のための運用方法等について協議を開始。 対象免許人ごとに協議担当者が個別訪問を行い、技術の専門家を交えて協議。 <p>3 ラジオマイクとの協議</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年7月から、無線設備の選定及び移行の時期、費用負担の範囲及び支払方法・時期、周波数共用のための運用方法等について協議を開始。 対象免許人ごとに協議担当者を割り当て、技術の専門家を交えて協議。

	イー・アクセス	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	KDDI／沖縄セルラー電話
	評価：適	評価：適	評価：適
1 申請者は、開設指針の一部改正の告示のときから認定を受けるまでの間、対象免許人及び免許人団体に対し、認定開設者が行う費用の負担に関する協議、調整等を一切行わないこと。(開設指針第9項第5号(1))	1 対象免許人・免許人団体との事前協議等の禁止 ・開設指針に定められた事前協議の禁止に係る規定を遵守している旨を明記。	1 対象免許人・免許人団体との事前協議等の禁止 ・開設指針に定められた事前協議の禁止に係る規定を遵守している旨を明記。	1 対象免許人・免許人団体との事前協議等の禁止 ・開設指針に定められた事前協議の禁止に係る規定を遵守している旨を明記。
2 申請者は、開設指針の一部改正の告示のときから認定を受けるまでの間、他の全ての申請者に対し、終了促進措置に係る実施方法について協議、調整等を一切行わないこと。(開設指針第9項第5号(2))	2 他の申請者との事前協議等の禁止 ・開設指針に定められた事前協議の禁止に係る規定を遵守している旨を明記。	2 他の申請者との事前協議等の禁止 ・開設指針に定められた事前協議の禁止に係る規定を遵守している旨を明記。	2 他の申請者との事前協議等の禁止 ・開設指針に定められた事前協議の禁止に係る規定を遵守している旨を明記。
3 認定開設者は、終了促進措置に係る対象免許人との合意等について、他の全ての認定開設者と合意したときは、その合意の内容を示す書面の写しを速やかに総務大臣に提出するとともに、その内容をインターネットの利用その他の方法により公表すること。(開設指針第9項第5号(3))	3 他の認定開設者との合意内容の公表 ・終了促進措置に係る対象免許人との合意等について、他の全ての認定開設者と合意した内容をインターネットで公表すること等について明記。	3 他の認定開設者との合意内容の公表 ・終了促進措置に係る対象免許人との合意等について、他の全ての認定開設者と合意した内容をインターネットで公表すること等について明記。	3 他の認定開設者との合意内容の公表 ・終了促進措置に係る対象免許人との合意等について、他の全ての認定開設者と合意した内容をインターネットで公表すること等について明記。
4 認定開設者は、合意日から1月以内に、終了促進措置の実施に関する対象免許人からの問合せに対応するための窓口を設置すること。(開設指針第9項第5号(4))	4 窓口の設置 ・合意日から1か月以内に、電話及びメールによる専用窓口を設置。 ・終了促進措置の実施に係る社内組織とは別の窓口組織(6名体制)を設置。(FPUに関する問合せは当該社内組織の中で対応。) ・窓口対応要員には、社内研修、マニュアル等による教育を実施。	4 窓口の設置 ・平成24年10月までを目途に、電話及びメールによる専用窓口を設置。 ・終了促進措置の実施に係る社内組織の中で窓口(開始時は28名体制)を運営。 ・窓口対応要員には、社内研修、マニュアル等による教育を実施。	4 窓口の設置 ・合意日から1か月以内に、電話及びメールによる専用窓口を設置。 ・終了促進措置の実施に係る社内組織の中で窓口(29名体制)を運営。 ・窓口対応要員には、社内研修、マニュアル等による教育を実施。
5 認定開設者は、実施手順の通知をした場合は、その通知の内容をインターネットの利用その他の方法により公表すること。(開設指針第9項第5号(5))	5 実施手順の通知内容の公表 ・実施手順の通知内容をインターネットで公表することについて明記。	5 実施手順の通知内容の公表 ・実施手順の通知内容をインターネットで公表することについて明記。	5 実施手順の通知内容の公表 ・実施手順の通知内容をインターネットで公表することについて明記。
6 認定開設者は、終了促進措置に関する費用の負担の公正が確保されるよう十分に配慮すること。(開設指針第9項第5号(6))	6 費用負担の公正確保 ・終了促進措置に関する費用負担の公正が確保されるよう十分に配慮することを明記。	6 費用負担の公正確保 ・終了促進措置に関する費用負担の公正が確保されるよう十分に配慮することを明記。	6 費用負担の公正確保 ・終了促進措置に関する費用負担の公正が確保されるよう十分に配慮することを明記。
	いずれの申請も、以下のように、終了促進措置の透明性の確保を図るための事項を遵守し、かつ、合意日から1か月以内に窓口を設置することとしているため適当と認められる。		

	イー・アクセス	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	KDDI／沖縄セルラー電話																																																																																																																																																																												
開設指針別表第2（開設計画の認定の要件）																																																																																																																																																																															
1 全ての都道府県の区域において、特定基地局を整備する計画及びその根拠を有していること。（開設指針別表第2の1）	評価：適	評価：適	評価：適																																																																																																																																																																												
	いずれの申請も、以下のように、全ての都道府県の区域において特定基地局を整備する計画を有し、その根拠として詳細な設置計画が示されているため適当と認められる。																																																																																																																																																																														
	<p>1 特定基地局の開設計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全都道府県への特定基地局の開設 …平成27年度 ・開設局数（屋外基地局）及び市町村数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度末</th> <th>開設無線局数</th> <th>設置済市町村数</th> <th>カバー済市町村数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成24年</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>平成25年</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>平成26年</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>平成27年</td><td>5,000</td><td>578</td><td>107</td></tr> <tr><td>平成28年</td><td>9,500</td><td>895</td><td>514</td></tr> <tr><td>平成29年</td><td>14,000</td><td>1,425</td><td>1,422</td></tr> <tr><td>平成30年</td><td>14,100</td><td>1,429</td><td>1,424</td></tr> <tr><td>平成31年</td><td>14,200</td><td>1,447</td><td>1,443</td></tr> <tr><td>平成32年</td><td>14,310</td><td>1,468</td><td>1,463</td></tr> <tr><td>平成33年</td><td>14,430</td><td>1,489</td><td>1,484</td></tr> <tr><td>平成34年</td><td>14,560</td><td>1,511</td><td>1,507</td></tr> <tr><td>平成35年</td><td>14,700</td><td>1,529</td><td>1,526</td></tr> <tr><td>平成36年</td><td>14,845</td><td>1,563</td><td>1,560</td></tr> <tr><td>平成37年</td><td>14,994</td><td>1,584</td><td>1,582</td></tr> </tbody> </table> <p>2 3.9世代基地局の開設計画 「1 特定基地局の開設計画」と同じ。</p> <p>3 屋外基地局以外の開設計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内基地局を、平成27年度から平成37年度までに、190局開設。 ・将来的に陸上移動中継局の開設を検討。 	年度末	開設無線局数	設置済市町村数	カバー済市町村数	平成24年	-	-	-	平成25年	-	-	-	平成26年	-	-	-	平成27年	5,000	578	107	平成28年	9,500	895	514	平成29年	14,000	1,425	1,422	平成30年	14,100	1,429	1,424	平成31年	14,200	1,447	1,443	平成32年	14,310	1,468	1,463	平成33年	14,430	1,489	1,484	平成34年	14,560	1,511	1,507	平成35年	14,700	1,529	1,526	平成36年	14,845	1,563	1,560	平成37年	14,994	1,584	1,582	<p>1 特定基地局の開設計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全都道府県への特定基地局の開設 …平成27年度 ・開設局数（屋外基地局）及び市町村数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度末</th> <th>開設無線局数</th> <th>設置済市町村数</th> <th>カバー済市町村数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成24年</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>平成25年</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>平成26年</td><td>612</td><td>172</td><td>12</td></tr> <tr><td>平成27年</td><td>2,642</td><td>506</td><td>79</td></tr> <tr><td>平成28年</td><td>4,908</td><td>722</td><td>240</td></tr> <tr><td>平成29年</td><td>7,490</td><td>863</td><td>455</td></tr> <tr><td>平成30年</td><td>10,456</td><td>1,052</td><td>869</td></tr> <tr><td>平成31年</td><td>13,392</td><td>1,532</td><td>1,524</td></tr> <tr><td>平成32年</td><td>15,147</td><td>1,540</td><td>1,524</td></tr> <tr><td>平成33年</td><td>16,713</td><td>1,547</td><td>1,524</td></tr> <tr><td>平成34年</td><td>18,394</td><td>1,555</td><td>1,524</td></tr> <tr><td>平成35年</td><td>19,666</td><td>1,562</td><td>1,524</td></tr> <tr><td>平成36年</td><td>20,829</td><td>1,567</td><td>1,524</td></tr> </tbody> </table> <p>2 3.9世代基地局の開設計画 「1 特定基地局の開設計画」と同じ。</p> <p>3 屋外基地局以外の開設計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エリア拡充等のため、屋内基地局及び陸上移動中継局を開設する場合がある。 	年度末	開設無線局数	設置済市町村数	カバー済市町村数	平成24年	-	-	-	平成25年	-	-	-	平成26年	612	172	12	平成27年	2,642	506	79	平成28年	4,908	722	240	平成29年	7,490	863	455	平成30年	10,456	1,052	869	平成31年	13,392	1,532	1,524	平成32年	15,147	1,540	1,524	平成33年	16,713	1,547	1,524	平成34年	18,394	1,555	1,524	平成35年	19,666	1,562	1,524	平成36年	20,829	1,567	1,524	<p>1 特定基地局の開設計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全都道府県への特定基地局の開設 …平成29年度 ・開設局数（屋外基地局）及び市町村数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度末</th> <th>開設無線局数</th> <th>設置済市町村数</th> <th>カバー済市町村数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成24年</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>平成25年</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>平成26年</td><td>3,734</td><td>270</td><td>263</td></tr> <tr><td>平成27年</td><td>11,235</td><td>806</td><td>787</td></tr> <tr><td>平成28年</td><td>20,363</td><td>1,524</td><td>1,479</td></tr> <tr><td>平成29年</td><td>24,879</td><td>1,733</td><td>1,687</td></tr> <tr><td>平成30年</td><td>27,746</td><td>1,734</td><td>1,705</td></tr> <tr><td>平成31年</td><td>30,698</td><td>1,740</td><td>1,727</td></tr> <tr><td>平成32年</td><td>30,698</td><td>1,740</td><td>1,727</td></tr> <tr><td>平成33年</td><td>30,698</td><td>1,740</td><td>1,727</td></tr> <tr><td>平成34年</td><td>30,698</td><td>1,740</td><td>1,727</td></tr> <tr><td>平成35年</td><td>30,698</td><td>1,740</td><td>1,727</td></tr> <tr><td>平成36年</td><td>30,698</td><td>1,740</td><td>1,727</td></tr> </tbody> </table> <p>2 3.9世代基地局の開設計画 「1 特定基地局の開設計画」と同じ。</p> <p>3 屋外基地局以外の開設計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内基地局を、平成29年度及び平成30年度に、24,650局開設。 ・陸上移動中継局を、平成29年度から平成31年度までに、6,974局開設。 	年度末	開設無線局数	設置済市町村数	カバー済市町村数	平成24年	-	-	-	平成25年	-	-	-	平成26年	3,734	270	263	平成27年	11,235	806	787	平成28年	20,363	1,524	1,479	平成29年	24,879	1,733	1,687	平成30年	27,746	1,734	1,705	平成31年	30,698	1,740	1,727	平成32年	30,698	1,740	1,727	平成33年	30,698	1,740	1,727	平成34年	30,698	1,740	1,727	平成35年	30,698	1,740	1,727	平成36年	30,698	1,740	1,727
	年度末	開設無線局数	設置済市町村数	カバー済市町村数																																																																																																																																																																											
平成24年	-	-	-																																																																																																																																																																												
平成25年	-	-	-																																																																																																																																																																												
平成26年	-	-	-																																																																																																																																																																												
平成27年	5,000	578	107																																																																																																																																																																												
平成28年	9,500	895	514																																																																																																																																																																												
平成29年	14,000	1,425	1,422																																																																																																																																																																												
平成30年	14,100	1,429	1,424																																																																																																																																																																												
平成31年	14,200	1,447	1,443																																																																																																																																																																												
平成32年	14,310	1,468	1,463																																																																																																																																																																												
平成33年	14,430	1,489	1,484																																																																																																																																																																												
平成34年	14,560	1,511	1,507																																																																																																																																																																												
平成35年	14,700	1,529	1,526																																																																																																																																																																												
平成36年	14,845	1,563	1,560																																																																																																																																																																												
平成37年	14,994	1,584	1,582																																																																																																																																																																												
年度末	開設無線局数	設置済市町村数	カバー済市町村数																																																																																																																																																																												
平成24年	-	-	-																																																																																																																																																																												
平成25年	-	-	-																																																																																																																																																																												
平成26年	612	172	12																																																																																																																																																																												
平成27年	2,642	506	79																																																																																																																																																																												
平成28年	4,908	722	240																																																																																																																																																																												
平成29年	7,490	863	455																																																																																																																																																																												
平成30年	10,456	1,052	869																																																																																																																																																																												
平成31年	13,392	1,532	1,524																																																																																																																																																																												
平成32年	15,147	1,540	1,524																																																																																																																																																																												
平成33年	16,713	1,547	1,524																																																																																																																																																																												
平成34年	18,394	1,555	1,524																																																																																																																																																																												
平成35年	19,666	1,562	1,524																																																																																																																																																																												
平成36年	20,829	1,567	1,524																																																																																																																																																																												
年度末	開設無線局数	設置済市町村数	カバー済市町村数																																																																																																																																																																												
平成24年	-	-	-																																																																																																																																																																												
平成25年	-	-	-																																																																																																																																																																												
平成26年	3,734	270	263																																																																																																																																																																												
平成27年	11,235	806	787																																																																																																																																																																												
平成28年	20,363	1,524	1,479																																																																																																																																																																												
平成29年	24,879	1,733	1,687																																																																																																																																																																												
平成30年	27,746	1,734	1,705																																																																																																																																																																												
平成31年	30,698	1,740	1,727																																																																																																																																																																												
平成32年	30,698	1,740	1,727																																																																																																																																																																												
平成33年	30,698	1,740	1,727																																																																																																																																																																												
平成34年	30,698	1,740	1,727																																																																																																																																																																												
平成35年	30,698	1,740	1,727																																																																																																																																																																												
平成36年	30,698	1,740	1,727																																																																																																																																																																												

	イー・アクセス	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	KDDI／沖縄セルラー電話
2 開設計画に記載された全ての特定基地局について、その円滑な整備のため、設置場所の確保、無線設備の調達及びその整備に係る業者との協力体制の確保に関する計画（ブースター障害等の防止又は解消に関する計画を含む。）及びその根拠を有していること。（開設指針別表第2の2）	評価：適	評価：適	評価：適
	いずれの申請も、以下のように、特定基地局について、設置場所の確保、無線設備の調達及びその整備に係る業者との協力体制の確保に関する計画並びにブースター障害等の防止又は解消に関する計画を有し、その根拠として具体的な規模・時期・方法等が示されているほか既存の携帯電話事業での実績も有しているため適当と認められる。		
	<p>1 設置場所の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置場所確保による新設により対応。（一部（約2,400局）は既設基地局へ併設を実施。） 過去に年間約5,500局の新設実績あり。 無線設備の小型軽量化を実現しており、容易に併設が可能な環境を整備済み。 <p>2 無線設備の調達</p> <ul style="list-style-type: none"> 700MHz帯LTE設備については、国内外でLTEの導入実績のあるベンダに対してRFQ（Request For Quotation）を実施しており、平成26年末までに開発を完了し、運用開始時期までに導入が可能。 <p>3 業者との協力体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 既設基地局の整備に係る工事協力会社を活用（開設計画と同等規模の基地局工事実績あり）。 	<p>1 設置場所の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 既設基地局への併設により対応。（併設が耐荷重やスペース面で不可能な場合に新設を実施。） 平成24年3月末にサービスが終了したPDC基地局（約17,000局）の設備撤去後のスペースを主に利用。 既設無線設備の軽量化や省スペース化等により、経済的な併設を実施。 <p>2 無線設備の調達</p> <ul style="list-style-type: none"> 700MHz帯LTE設備については、既存LTE設備の技術をもとに、無線部分の置き換えで対応可能であり、運用開始時期までに導入が可能。 <p>3 業者との協力体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 既設基地局の整備に係る工事協力会社を活用（開設計画と同等規模の基地局工事実績あり）。 	<p>1 設置場所の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 既設基地局への併設により対応。（併設が耐荷重やスペース面で不可能な場合に新設を実施。） 平成24年7月以降に撤去するcdmaOne等の基地局（約15,000局）の設備撤去後のスペースを主に利用。 特定基地局設備の軽量化や省スペース化等により、併設条件の最小化を実施。 <p>2 無線設備の調達</p> <ul style="list-style-type: none"> 700MHz帯LTE設備については、平成25年9月までに調達先を決定し、開発済みのLTEに関する技術を流用することによって、運用開始時期までに導入が可能。 <p>3 業者との協力体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 既設基地局の整備に係る工事協力会社を活用（開設計画と同等規模の基地局工事実績あり）。



4 ブースター障害等の防止・解消

- ・申請者の特定基地局のみが運用されるとした場合、申請マニュアルの参考資料に自社の平均セル半径を加味し、約140万件の対策が必要と推計。
 - ・平成37年度までに要する費用は、約687億円と推計。
 - ・ブースター障害等の防止・解消方法
 - －影響のある受信ブースターにフィルタを挿入する等の工事を実施。
 - －基地局アンテナの指向方向等を調整することにより影響を抑える対策を実施。
 - －運用開始6か月前から、テレビCM、インターネット、家電量販店等でのポスター・チラシ配布、各戸へのポスティングにより周知を実施。
 - －各基地局開設後（商用運用前）に試験電波の発射（短時間発射（約3か月間）＋連続発射（約3か月間））を実施。
 - －関係者との連絡・調整を行う専門部署（最大46名体制）を社内に設置するとともに、コールセンター（約50名体制）を設置し、工事手配担当として別途最大147名を確保。
 - －放送事業者との連絡会を設置して、無線局の開設状況等の情報を共有。
- ・他の認定開設者と認定後に、ブースター障害等の防止・解消のための計画について合意を図り、合意した内容に沿った対応を実施。

4 ブースター障害等の防止・解消

- ・申請者の特定基地局のみが運用されるとした場合、パラメータを再設定した再シミュレーションにより、約186万件の対策が必要と推計。
- ・平成36年度までに要する費用は、約960億円と推計。
- ・ブースター障害等の防止・解消方法
 - －影響のある受信ブースターにフィルタを挿入する等の工事を実施。
 - －運用開始5か月前から、テレビCM、新聞広告、自治体広報誌、インターネット、家電量販店等でのパンフレット配布、各戸へのポスティングにより周知を実施。
 - －商用サービス開始前に、干渉影響評価実験やフィールド試験、シミュレーションを実施。
 - －各基地局の運用開始後は送信出力を落とし、段階的に（約1か月間）出力を増加させる。
 - －関係者との連絡調整、問合せ対応、工事手配・作業等を行う専門部署（最大730名（内、コールセンターは約30名（最大約100名））体制）を社内に設置。
 - －放送事業者・自治体・製造業者等と連絡体制を確立して、無線局の開設状況等の情報を共有するとともに、それらへ寄せられた問合せについても対応を実施。
- ・他の認定開設者と認定後3か月以内に、ブースター障害等の防止・解消のための計画について合意を図り、合意した内容に沿った対応を実施。

4 ブースター障害等の防止・解消

- ・申請者の特定基地局のみが運用されるとした場合、パラメータを再設定した再シミュレーションにより、約216万件の対策が必要と推計。
- ・平成36年度までに要する費用は、約1,324億円と推計。
- ・ブースター障害等の防止・解消方法
 - －影響のある受信ブースターにフィルタを挿入する等の工事を実施。
 - －基地局アンテナから垂直偏波により送信することで影響を抑える対策を実施。
 - －ポスター・チラシ配布、情報番組・CM、インターネット、高齢者向けの説明会等により周知を実施。悪徳商法による被害防止のため関係機関との情報共有を実施。
 - －商用サービス開始前に、シミュレーションを実施。
 - －各基地局開設後（商用運用前）に試験電波の発射を実施し、必要に応じて電測車等での調査を実施。
 - －放送事業者との間で全体的な方針策定等を行う連絡会を設置するとともに、工事手配等を行う専門部署（最大100名体制）及びコールセンター（最大200名体制）等を社外に設置。工事作業要員として約6,000名の要員を確保。
- ・他の認定開設者と認定後3か月以内に、ブースター障害等の防止・解消のための計画について合意を図り、合意した内容に沿った対応を実施。

	イー・アクセス	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	KDDI／沖縄セルラー電話
3 申請者が設置しようとする無線設備に関する技術的な検討、実験、標準化等の実績又は計画を有し、かつ、特定基地局の運用に必要な電気通信設備の調達及び工事並びに運用及び保守に関する計画及びその根拠を有していること。(開設指針別表第2の3)	評価：適	評価：適	評価：適
	いずれの申請も、以下のように、技術的な検討、実験、標準化等の実績等を有しており、かつ、電気通信設備の調達及び工事並びに運用及び保守に関する計画を有し、その根拠として現行サービスの設備・要員の活用やその他方法について具体的に示されているため適当と認められる。		
	<p>1 技術検討・実験・標準化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LTE技術について、既存周波数帯でサービス運用実績を有する。 ・700MHz帯LTE設備については平成26年10月から実証実験を実施。 ・標準化団体等における移動通信システムの活動実績を有し、引き続き活動を行う予定。 <p>2 電気通信設備の調達・工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交換設備は、現行サービスのものを活用するほか、利用者の増加等に伴い増設を実施。 ・伝送路設備は、現行サービス回線を活用可能なものには重畳し、必要に応じて増強を実施するほか、新規回線調達を実施。 ・端末設備については、既存周波数帯でのLTE端末の開発実績を活用し、平成27年度下期までに商用端末の開発を実施。 <p>3 電気通信設備の運用・保守</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行サービスの運用保守に従事する技術要員により対応し、特定基地局の開設に併せ技術要員の増員（自社及び業務委託）を実施。 	<p>1 技術検討・実験・標準化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LTE技術について、既存周波数帯でサービス運用実績を有する。 ・700MHz帯LTE設備については平成25年度から実証実験を実施。 ・標準化団体等における移動通信システムの活動実績を有し、引き続き活動を行う予定。 <p>2 電気通信設備の調達・工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交換設備は、現行サービスのものを活用するほか、VoLTE導入や閉門装置のIP化に伴い設備変更を実施。 ・伝送路設備は、現行サービス回線を活用可能なものには重畳し、必要に応じて増強を実施するほか、新規回線調達を実施。 ・端末設備については、既存周波数帯でのLTE端末の開発実績を活用し、平成26年度までに商用端末の開発を実施。 <p>3 電気通信設備の運用・保守</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PDCサービスの終了に伴う稼働減少を考慮し、現行サービスの運用保守に従事する技術要員により対応。 	<p>1 技術検討・実験・標準化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LTE技術について、既存周波数帯で実証実験を行った実績を有する。 ・700MHz帯LTE設備については平成26年6月から実証実験を実施。 ・標準化団体等における移動通信システムの活動実績を有し、引き続き活動を行う予定。 <p>2 電気通信設備の調達・工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交換設備は、現行サービス等のものを活用するほか、トラヒック増加等に伴い増設を実施。 ・伝送路設備は、現行サービス回線を活用可能なものには重畳し、必要に応じて増強を実施。 ・端末設備については、既存周波数帯でのLTE端末の開発実績を活用し、平成26年9月末までに端末の開発を実施。 <p>3 電気通信設備の運用・保守</p> <ul style="list-style-type: none"> ・cdmaOneサービス等の終了に伴う稼働減少や保守効率化等を考慮し、現行サービスの運用保守に従事する技術要員により対応。

	イー・アクセス	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	KDDI／沖縄セルラー電話
4 関係法令の規定に基づき、無線従事者の配置方針並びに電気通信主任技術者の選任及び配置に関する計画及びその根拠を有していること。(開設指針別表第2の4)	評価：適	評価：適	評価：適
	いずれの申請も、以下のように、無線従事者及び電気通信主任技術者の配置に関する計画を有し、その根拠として現行サービスに従事する要員を主として運用を実施する等の方法が示されているため適当と認められる。		
	1 無線従事者 ・現行サービスに従事する選任者により特定基地局も運用。 ・有資格者の積極採用及び社内での資格取得支援制度等により更なる増員を図る。	1 無線従事者 ・現行サービスに従事する選任者により特定基地局も運用。 ・PDCサービスの終了に伴う稼働減少を考慮し現状規模を維持。	1 無線従事者 ・現行サービスに従事する選任者の効率的な配置により特定基地局を運用。 ・講習会等により更なる増員を図る。
	2 電気通信主任技術者 ・現行サービスに従事する選任者により特定基地局も運用。 ・有資格者の積極採用及び社内での資格取得支援制度等により更なる増員を図る。	2 電気通信主任技術者 ・現行サービスに従事する選任者により特定基地局も運用。 ・従事者に対し、訓練や研修等を実施する。	2 電気通信主任技術者 ・現行サービスに従事する選任者により特定基地局も運用。 ・講習会等により更なる増員を図る。
5 天災その他の災害及び事故の発生時における電気通信設備の障害及び通信の輻輳を防止し、又は最小限に抑えるための措置に関する計画(申請者が開設計画の認定を受けたことのある者である場合)については、当該認定に係る開設計画に記載されたもの以外のものを含むこと。)及びその根拠を有していること。(開設指針別表第2の5)	評価：適	評価：適	評価：適
	いずれの申請も、以下のように、災害及び事故の発生時における電気通信設備の障害及び通信の輻輳を防止し、又は最小限に抑えるための措置に関する計画を有し、その根拠として既に当該計画を順次実施又は実施の検討を行っているため適当と認められる。		
	・災害時等に大ゾーン化して広域をカバーすることができる基地局を設置し、基地局バッテリーの長時間化等を実施。 ・都道府県庁等中核的拠点に係る基地局バッテリーの長時間化及び予備の伝送路回線設備の配備等を実施。 ・自然エネルギー(太陽光等)を利用した基地局向け電源設備を導入し、検証を実施。 ・災害時等にパケット通信により音声メッセージを送信するサービスを開発。	・車載型基地局を増強。 ・大ゾーン基地局(災害時等に広域をカバーする基地局)を新たに設置し、無停電対策や伝送路二重化等を実施。 ・非常用の伝送路として、衛星回線及び陸上無線回線を配備。 ・都道府県庁等重要拠点に係る基地局バッテリーを24時間化。 ・重要設備の地理的な分散を実施。 ・交換機の多重構成を実施。 ・災害時等にパケット通信により音声メッセージを送信するサービスを開発。	・車載型基地局を増強し、可搬型基地局を新たに配備。 ・非常用の伝送路として、衛星回線及び陸上無線回線を増強。 ・移動電源車及び非常用発電機を増強。 ・都道府県庁等重要拠点に係る基地局バッテリーを24時間化。 ・自然エネルギー(太陽光)を利用した基地局の整備を実施。 ・監視拠点のバックアップ体制を構築し、地域保守拠点でも監視が可能な体制を整備。 ・災害時等にパケット通信により音声メッセージを送信するサービスを開発。

	イー・アクセス	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	KDDI／沖縄セルラー電話
6 特定基地局の運用による電気通信事業に要する費用に充てる資金の確保に関する計画及びその根拠を有しており、かつ、当該電気通信事業に係る損益に関する年度ごとの見通しにおいて、利益の生じる年度があること。(開設指針別表第2の6)	評価：適	評価：適	評価：適
	いずれの申請も、以下のように、特定基地局の運用による電気通信事業に要する費用に充てる資金の確保に関する計画を有し、その根拠として資金確保を証する書類が添付されており、かつ、当該電気通信事業に係る損益はいずれの年度においても利益を生じる計画であるため適当と認められる。		
	<p>1 設備投資（平成27～37年度までの累計） ・700MHz帯の基地局設備…約1,439億円</p> <p>2 資金調達 ・優先株式…1,500億円（引き受けについてコミットメント・レターあり） ・銀行借入…約1,900億円（関心表明書あり） ・端末割賦（リース会社へ端末の売却と割賦購入による調達）…約236億円（関心表明書あり） ・ECA（公的輸出信用機関）ファイナンス…約403億円（関心表明書あり）</p> <p>3 損益（移動体通信事業） ・平成37年度までのいずれの年度においても、当期損益は黒字である。</p>	<p>1 設備投資（平成26～36年度までの累計） ・700MHz帯の基地局設備…約2,358億円</p> <p>2 資金調達 ・電気通信事業等からの資金収支により調達（利益剰余金…約3兆8,619億円（平成24年3月期決算短信により確認））</p> <p>3 損益（移動体通信事業） ・平成36年度までのいずれの年度においても、当期損益は黒字である。</p>	<p>1 設備投資（平成26～36年度までの累計） ・700MHz帯の基地局設備…約2,579億円</p> <p>2 資金調達 ・電気通信事業等からの資金収支により調達（利益剰余金…約1兆8,790億円（KDDI）及び約446億円（沖縄セルラー電話）（いずれも平成24年3月期決算短信により確認））</p> <p>3 損益（移動体通信事業） ・平成36年度までのいずれの年度においても、当期損益は黒字である。</p>

	イー・アクセス	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	KDDI／沖縄セルラー電話
7 法令遵守のための体制の整備、平成16年総務省告示第695号（電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインを定める件）に適合した個人情報保護のための体制の整備及び電気通信事業の利用者の利益の保護のための体制の整備に関する計画及びその根拠を有していること。（開設指針別表第2の7）	評価：適	評価：適	評価：適
	いずれの申請も、以下のように、法令遵守並びに個人情報及び利用者利益の保護のための体制の整備に関する計画を有し、その根拠として社内規定等の添付もあるため適当と認められる。		
	<p>1 コンプライアンス体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 社内委員会、相談窓口を設置。 社内規程、運用手引を策定（申請書に添付）。 社員、業務委託先等に教育、研修等を実施。 反社会勢力への対応についても社内規定を策定。 <p>2 個人情報保護の体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護ガイドラインに基づき社内規程等を策定（申請書に添付）。 個人情報保護を含む情報セキュリティ対策を実施。 <p>3 苦情・問合せ処理等の体制</p> <ul style="list-style-type: none"> カスタマーセンター及びイー・モバイルショップ（83店。平成26年度には400店。）等に対応。 オペレータのモニタリング、トレーニング等を実施。 不正契約防止、振り込め詐欺防止への取組みも実施。 	<p>1 コンプライアンス体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 社内委員会、相談窓口を設置。 社内規程、運用細則を策定（申請書に添付）。 社員、業務委託先等に研修、冊子配付等を実施。 内部者取引防止及び公正競争についても社内規定を策定。 <p>2 個人情報保護の体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護ガイドラインに基づき社内規程等を策定（申請書に添付）。 個人情報保護を含む情報セキュリティ対策を実施。 <p>3 苦情・問合せ処理等の体制</p> <ul style="list-style-type: none"> インフォメーションセンター（約1,400名体制）及びドコモショップ（2,390店）等に対応。 	<p>1 コンプライアンス体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 社内委員会、相談窓口を設置。 行動指針を策定（申請書に添付）。 社員に教育、研修等を実施、グループ会社についても同様の措置を実施。 公益通報についても社内規定を策定。 <p>2 個人情報保護の体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護ガイドラインに基づき社内規程等を策定（申請書に添付）。 個人情報保護を含む情報セキュリティ対策を実施。 <p>3 苦情・問合せ処理等の体制</p> <ul style="list-style-type: none"> お客さまセンター（約1,270ブース体制）及びauショップ（2,633店）等に対応。 オペレータへの教育、研修等を実施。

	イー・アクセス	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	KDDI／沖縄セルラー電話
8 既設の無線局等の運用及び電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するため、当該妨害の防止に係る対応を行う窓口の設置及び特定基地局の設置前に当該設置に係る情報交換若しくは協議の実施又は当該妨害を防止するための特定基地局の設置における無線設備へのフィルタの追加若しくは無線局の設置場所及び無線設備の空中線の指向方向の調整の実施による干渉の改善等の措置を行う計画及びその根拠を有していること。 (開設指針別表第2の8)	評価：適	評価：適	評価：適
	いずれの申請も、以下のように、混信等の防止に係る対応を行う窓口の設置及び協議の実施等の干渉改善措置を実施する計画を有し、その根拠として既存の携帯電話事業での実績も有しているため適当と認められる。		
	<ul style="list-style-type: none"> 干渉調整の窓口（総合調整窓口及び干渉発生時の調整窓口）を通して調整を実施。 サイトエンジニアリング（基地局設置場所、空中線設置位置・指向方向の調整等）を実施。 フィルタ（特定基地局側又は被干渉局側）の追加を実施。 以上の事項について、既存の携帯電話事業での実績あり。 	<ul style="list-style-type: none"> 干渉調整の窓口（総合調整窓口及び無線局個別の調整窓口）を通して調整を実施。 サイトエンジニアリング（基地局設置場所、空中線設置位置・指向方向の調整等）を実施。 フィルタ（特定基地局側又は被干渉局側）の追加を実施。 以上の事項について、既存の携帯電話事業での実績あり。 	<ul style="list-style-type: none"> 干渉調整の窓口（総合調整窓口及び無線局個別の調整窓口）を通して調整を実施。 サイトエンジニアリング（基地局設置場所、空中線設置位置・指向方向の調整等）を実施。 フィルタ（特定基地局側又は被干渉局側）の追加を実施。 以上の事項について、既存の携帯電話事業での実績あり。
9 負担可能額が600億円以上であり、当該負担可能額を確実に確保できること。(開設指針別表第2の9)	評価：適	評価：適	評価：適
	いずれの申請も、以下のように、負担可能額は600億円以上であり、当該資金を確実に確保する方法を示しているため適当と認められる。		
	<p>1 負担可能額 1,500億円</p> <p>2 資金の確保 ・優先株式…1,500億円（引き受けについてコミットメント・レターあり）</p>	<p>1 負担可能額 1,500億円</p> <p>2 資金の確保 ・電気通信事業等からの資金収支により調達（利益剰余金…約3兆8,619億円（平成24年3月期決算短信により確認））</p>	<p>1 負担可能額 1,500億円</p> <p>2 資金の確保 ・電気通信事業等からの資金収支により調達（利益剰余金…約1兆8,790億円（KDDI）及び約446億円（沖縄セルラー電話）（いずれも平成24年3月期決算短信により確認））</p>

	イー・アクセス	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	KDDI／沖縄セルラー電話
10 申請者に係る携帯無線通信を行う無線局の周波数に係る電波の能率的な利用を確保するための取組に関する計画及びその根拠を有していること（第8項に掲げる事項を除く。）。（開設指針別表第2の10）	評価：適	評価：適	評価：適
	いずれの申請も、以下のように、電波の能率的な利用を確保するための取組に関する計画を有し、その根拠として導入に関する技術的説明が付されているため適当と認められる。		
	<ul style="list-style-type: none"> ・小セル化、6セクタ化を実施。 ・VoLTE (Voice over LTE) の導入について検討。 ・キャリアアグリゲーション (LTE搬送波を複数同時に使用する技術) の導入について検討。 ・既存周波数帯と併せたロードバランス (負荷分散) 制御を実施。 ・セル間干渉制御を実施。 ・自己組織ネットワーク機能を導入。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小セル化、6セクタ化を実施。 ・VoLTE (Voice over LTE) の導入について検討。 ・キャリアアグリゲーション (LTE搬送波を複数同時に使用する技術) を導入。 ・基地局エリアの最適化を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小セル化を実施。 ・VoLTE (Voice over LTE) の導入について検討。 ・キャリアアグリゲーション (LTE搬送波を複数同時に使用する技術) の導入について検討。 ・ヘテロジニアスネットワーク (大小の基地局を組み合わせる技術) を導入。
11 申請者が次の要件を満たしていること。（開設指針別表第2の11） ○申請者が、本開設指針に係る2以上の開設計画の認定の申請を行っていないこと。 ○申請者が、本開設指針に係る他の開設計画の認定の申請を行っている法人又は団体の役員ではないこと。 ○申請者が法人又は団体である場合にあっては、その役員が本開設指針に係る他の開設計画の認定の申請を行っていないこと。 ○申請者が法人又は団体である場合にあっては、申請者により議決権の3分の1以上を保有される者、申請者の議決権を3分の1以上保有する者及び申請者の議決権を3分の1以上保有する者により議決権の3分の1以上を保有される者（申請者を除く。）（申請者と地域ごとに連携する者を除く。）が、本開設指針に係る開設計画の認定の申請を行っていないこと。この場合において、1の者により議決権の3分の1以上を保有される者が議決権の3分の1以上を保有する者は当該1の者により議決権の3分の1以上を保有される者と、1の者の議決権を3分の1以上保有する者の議決権を3分の1以上保有する者は当該1の者の議決権を3分の1以上保有する者と順次みなす。	評価：適	評価：適	評価：適
	いずれの申請も、以下のように、申請者に関する要件を満たしているため適当と認められる。		
	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者は、本開設指針に係る2以上の開設計画の認定の申請を行っていない。 ・申請者が、本開設指針に係る他の開設計画の認定の申請を行っている法人又は団体の役員ではない。 ・申請者は法人であり、申請者の役員は本開設指針に係る他の開設計画の認定の申請を行っていない。 ・申請者は法人であり、申請者と議決権が3分の1以上の関係にある者は、本開設指針に係る開設計画の認定の申請を行っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者は、本開設指針に係る2以上の開設計画の認定の申請を行っていない。 ・申請者が、本開設指針に係る他の開設計画の認定の申請を行っている法人又は団体の役員ではない。 ・申請者は法人であり、申請者の役員は本開設指針に係る他の開設計画の認定の申請を行っていない。 ・申請者は法人であり、申請者と議決権が3分の1以上の関係にある者は、本開設指針に係る開設計画の認定の申請を行っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者は、本開設指針に係る2以上の開設計画の認定の申請を行っていない。 ・申請者が、本開設指針に係る他の開設計画の認定の申請を行っている法人又は団体の役員ではない。 ・申請者は法人であり、申請者の役員は本開設指針に係る他の開設計画の認定の申請を行っていない。 ・申請者は法人であり、申請者と議決権が3分の1以上の関係にある者は、本開設指針に係る開設計画の認定の申請を行っていない。

	イー・アクセス	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	KDDI／沖縄セルラー電話
電波法第27条の13第4項			
開設計画が確実に実施される見込みがあること。(電波法第27条の13第4項第2号)	評価：適	評価：適	評価：適
	以上のとおり、特定基地局の整備、資金の調達、社内体制の整備等の開設計画について当該計画の実績、根拠等が示されており確実に実施される見込みがあるため適当と認められる。		
開設計画に係る通信系に含まれる全ての特定基地局について、周波数の割当てが現に可能であり、又は早期に可能となることが確実であると認められること。(電波法第27条の13第4項第3号)	評価：適	評価：適	評価：適
	開設計画に係る通信系に含まれる全ての特定基地局について、773MHzを超え803MHz以下の周波数の使用を希望しており、当該周波数は平成24年7月25日以降に割当てが可能となるため適当と認められる。		

以上のように、いずれの申請も絶対審査基準の各項目に適合していることから、絶対審査基準を満たしている申請の数は3となり、開設指針第10項第4号の規定により、3件の申請全てを認定することとする。

なお、開設計画の認定に関し、電波法第27条の13第4項に基づく周波数の指定は、開設指針第10項第5号の規定により、次表に示す開設計画に記載した希望する周波数の範囲に基づき行う。

イー・アクセス	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	KDDI／沖縄セルラー電話
第1希望 783MHzを超え793MHz以下 (Middleバンド)	第1希望 783MHzを超え793MHz以下 (Middleバンド)	第1希望 783MHzを超え793MHz以下 (Middleバンド)
第2希望 793MHzを超え803MHz以下 (Highバンド)	第2希望 793MHzを超え803MHz以下 (Highバンド)	第2希望 773MHzを超え783MHz以下 (Lowバンド)
第3希望 773MHzを超え783MHz以下 (Lowバンド)	第3希望 773MHzを超え783MHz以下 (Lowバンド)	第3希望 793MHzを超え803MHz以下 (Highバンド)

この場合において、申請全てが783MHzを超え793MHz以下の周波数を希望しているため、開設指針第10項第5号の規定により、競願時審査基準（開設指針別表第3の審査基準）への適合の度合いが高い者の希望を優先するため、次ページ以降のとおり競願時審査基準の審査を行う。

競願時審査基準の第1基準（開設指針別表第3の1の審査基準）について次のとおり審査を行う。

競願時審査基準（第1基準） 審査結果			
	イー・アクセス	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	KDDI／沖縄セルラー電話
負担可能額（当該負担可能額に10億円未満の端数があるときはこれを切り捨て、かつ、1,500億円を超える額があるときはその超える額を控除した額とする。）がより大きいこと。（開設指針別表第3の1）	評価：同率1位（1,500億円）	評価：同率1位（1,500億円）	評価：同率1位（1,500億円）
	いずれの申請も、以下のように、負担可能額として記載した金額の全額を確実に確保することが可能であり、いずれの申請の負担可能額も1,500億円となることから、いずれの申請も優劣が判断できない。		
	1 負担可能額 1,500億円 2 資金の確保 ・優先株式…1,500億円（引き受けについてコミットメント・レターあり）	1 負担可能額 1,500億円 2 資金の確保 ・電気通信事業等からの資金収支により調達（利益剰余金…約3兆8,619億円（平成24年3月期決算短信により確認））	1 負担可能額 1,500億円 2 資金の確保 ・電気通信事業等からの資金収支により調達（利益剰余金…約1兆8,790億円（KDDI）及び約446億円（沖縄セルラー電話）（いずれも平成24年3月期決算短信により確認））

以上のように、いずれの申請も絶対審査基準の第1基準において優劣が判断できないため、第2基準（開設指針別表第3の2の審査基準）について次のとおり審査を行う。

競願時審査基準（第2基準） 審査結果			
	イー・アクセス	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	KDDI／沖縄セルラー電話
認定日から7年を経過した日の属する年度の末日の、全国の3.9世代移动通信システムの基地局の人口カバー率を100分の5で除した値（1未満の端数があるときは、これを1に切り上げるものとする。）がより大きいこと。（開設指針別表第3の2）	評価：同率1位（95%を超え100%以下）	評価：同率1位（95%を超え100%以下）	評価：同率1位（95%を超え100%以下）
	いずれの申請も、以下のように、平成31年度末の全国の3.9世代移动通信システムの基地局の人口カバー率が95%を超え100%以下の範囲に収まることから、いずれの申請も優劣が判断できない。		
	1 3.9世代基地局の人口カバー率 全国の人口カバー率の推移(年度末) 平成27年…32.8% 平成28年…74.2% 平成29年…99.0% 平成30年…99.0% 平成31年…99.1% 平成32年…99.2% 平成33年…99.3% 平成34年…99.4% 平成35年…99.5% 平成36年…99.6% 平成37年…99.7%	1 3.9世代基地局の人口カバー率 全国の人口カバー率の推移(年度末) 平成26年…10.3% 平成27年…31.0% 平成28年…50.6% 平成29年…70.4% 平成30年…90.3% 平成31年…99.3% 平成32年…99.3% 平成33年…99.3% 平成34年…99.3% 平成35年…99.3% 平成36年…99.3%	1 3.9世代基地局の人口カバー率 全国の人口カバー率の推移(年度末) 平成26年…15.1% 平成27年…44.9% 平成28年…70.4% 平成29年…98.2% 平成30年…99.1% 平成31年…99.3% 平成32年…99.3% 平成33年…99.3% 平成34年…99.3% 平成35年…99.3% 平成36年…99.3%

以上のように、いずれの申請も絶対審査基準の第2基準において優劣が判断できないため、第3基準（開設指針別表第3の3の審査基準）について次のとおり審査を行う。

競願時審査基準の第3基準は、次の3つの基準への適合の度合いが高いこと（開設指針別表第3の3）が審査基準とされており、以下の基本方針及び審査方法により審査を行うこととする。

【基準A】終了促進措置に関する事項について、対象免許人との迅速な合意形成を図るための具体的な対策及び円滑な実施を図るための具体的な体制の整備に関する計画がより充実していること。（開設指針別表第3の3の1）

【基準B】本開設指針又は平成21年総務省告示第248号に係る開設計画の認定を受けていない電気通信事業者等多数の者に対する、卸電気通信役務の提供又は電気通信設備の接続その他の方法による特定基地局の利用を促進するための具体的な計画がより充実していること。（開設指針別表第3の3の2（1））

【基準C】申請者に割り当てている周波数帯の有無及び差違並びに申請者に割り当てている周波数の幅に対する当該周波数を利用する電気通信事業に係る契約数の程度を勘案して、特定基地局を開設して電気通信事業を行うことが、電気通信事業の健全な発達と円滑な運営により寄与すること。（開設指針別表第3の3の2（2））

<基本方針>

○審査の透明性・客観性を確保する観点から、基準Aから基準Cまでの各基準への適合度合いを点数化し、基準の適合の度合いはその合計点数の高低により判断する。

○基準Aから基準Cまでの各基準は、電波の有効利用促進の観点からいずれも重要であり、基準間の重みづけは行わず、配点は均等とする。

○基準A及び基準Bの審査は、計画の記載内容が申請者ごとに異なるため、対抗的な審査（2者間の総当たりによる審査）により実施。

○基準Cの審査は、開設指針に規定された事項（割当周波数帯の差異及び割当周波数幅に対する契約数の程度）について一定の事実に対する該当性により評価することとする。なお、申請が全て既存事業者であることから、新規参入者を対象とした審査項目（割当周波数帯の有無）は設けないこととする。

<審査方法及び配点>

基準A	対策及び体制に関する計画を有していること	1点	3点 満点
	他の2者よりも計画が優位※であること	2点	
	他の1者よりも計画が優位※であること	1点	
※対策と体制の観点から評価			
基準B	MVNO（仮想移動体通信事業者）への提供に関する計画を有していること	1点	3点 満点
	他の2者よりも計画が優位※であること	2点	
	他の1者よりも計画が優位※であること	1点	
※方法の多様性と対象の多数性の観点から評価			
基準C	割り当てる周波数帯と同等の特性を持つ周波数帯を有していないこと	1.5点	3点 満点
	割当済周波数幅に対する契約数の割合が大きいこと	1.5点	

競願時審査基準（第3基準） 審査結果

基準 A		イー・アクセス	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	KDDI／沖縄セルラー電話
<p>終了促進措置に関する事項について、対象免許人との迅速な合意形成を図るための具体的な対策及び円滑な実施を図るための具体的な体制の整備に関する計画がより充実していること。（開設指針別表第3の3の1）</p>	<p>対策及び体制に関する計画を有していること</p>	<p>評価：1点</p>	<p>評価：1点</p>	<p>評価：1点</p>
		<p>いずれの申請も、以下のように、終了促進措置について迅速な合意形成の対策及び円滑な実施体制の整備に関する計画を有している。</p>		
		<p>1 対策の観点での記載事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 協議開始前に、アンケート等により対象免許人の意向・要望を把握。 FPUについては、次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> 免許人団体と基本的枠組みについて合意を図り、その内容を踏まえ、対象免許人と協議を実施。 製造・工事業者の選定は相見積等を踏まえ対象免許人と共同で実施。 ラジオマイクについては、次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> 免許人団体との協議により標準的な移行作業に関する条件を設定。対象免許人が移行条件について合意できない場合の個別ソリューションも記載。 終了促進措置の条件については対象免許人と協議し、その措置の費用については、申請者と工事業者とで協議して決定し、費用と条件の協議を分離。 費用について標準単価（全体の8～9割が合意できる水準）を上限とした入札を実施。入札が不成立の場合の個別見積りフローも記載。 工事業者等との間の終了促進措置の実施に係る委託契約書、対象免許人等との間の移行条件に関する説明書兼確認書について、それぞれ素案を添付。 	<p>1 対策の観点での記載事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 協議開始前に、個別訪問（FPU）及び説明会（ラジオマイク）により対象免許人の意向・要望を把握。 協議会（700MHz帯周波数移行協議会：後述）で課題抽出とアクションプランの検討を実施し、基本的な考え方について合意。 無線局数の多い対象免許人（FPUは在京キー局）の協議を先行開始し、その対応状況を他の対象免許人の協議に活用。 ラジオマイクについては、都道府県ごとに対象免許人への説明会（合計220回）を実施し、必要に応じて電話や個別訪問による説明を実施。 対象免許人との協議について、早期導入の可否、工事発注主体の別（費用と条件の協議の分離への対応）等に応じて複数のパターンを定型化し詳細に記載。 対象免許人との協議を早期に合意できない場合についても、対象免許人の意向に応じた複数パターンの対応策を詳細に用意。 早期の特定基地局開設に向け段階的な合意ができるよう、合意書についても複数パターンを想定し、ひな型を添付。 協議会について、開催スケジュール、検討内容等の詳細を添付。 	<p>1 対策の観点での記載事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 協議開始前に、アンケート等により対象免許人の意向・要望を把握。 免許人団体との協議において、移行フロー及び対象免許人との契約内容（それぞれ案を添付）を提示し、それに対する助言・要望を踏まえ、移行手順を標準化。移行費用についても、同様に単価を設定。 費用が単価を超える場合及び対象免許人との協議が難航した場合について、それぞれ販売会社への仲介、第三者である専門家を交えた協議等からなる審査フローを策定。 FPUについては在京キー局に対し、各地域の系列局への情報提供を依頼。 ラジオマイクについては、都道府県ごとに対象免許人への説明会を実施し、必要に応じて電話や個別訪問による説明を実施。 対象免許人との協議において、対象免許人ごとに担当者制を導入し、複数名の担当者を配置。 対象免許人と必要に応じ守秘義務契約を締結（契約案を添付）。



・ラジオマイクの機器調達について、認定後速やかに製造業者と協議して後継機の有無を確認し、後継機が無い場合は代替機を探し、必要に応じて開発を依頼。

・FPUは新周波数帯に対応した機器の運用検証を製造業者と実施し、連絡会等を設置して結果を提供。

・ラジオマイクは、工事における現地試験や工事後の各種サポート等を提供することを工事業者との契約内容に明記。

・平成27年4月末までは新旧周波数帯の併用期間を確保。それ以降も平成27年12月の商用サービスの開始までは、原則併用期間の延長を認め、事前通知等を受け必要に応じて特定基地局の電波発射の停止等を実施。

・協議会に製造業者の参加を要請し、開発状況について情報交換し、早期の開発・販売開始について要請。

・対象免許人から製造業者の指定がある場合は、集計して情報提供し、計画的な生産体制整備を依頼。

・新周波数帯対応機器を製造業者ごとに一定数確保し、希望に応じ貸出しを実施。

・FPUについて、保有ノウハウによってエリア設計の技術支援を実施。また、受信点の設置のため、基地局基盤の対象免許人への提供についても検討（実績あり）。

・工事後も安定運用、チャンネル設定等に関する技術サポートを実施。

・平成24年10月までに、干渉耐力評価を行うためのテストベッドを構築（経験のある技術者を中心に60名体制）し、対象免許人、製造業者等に無償で開放。終了促進措置完了後は関連団体への譲渡・活用も検討。

・平成26年度末までは必要に応じ新旧周波数帯の併用を実施。また、安定運用に必要な場合、一定期間の併用を行う前提で運用終了期限について設定した期限までに別途協議を行う旨にて合意する場合も想定。

・周波数共用期間中にバックアップとしてLTEサービスを利用した映像中継システム（HD対応）を貸与。また、中継コースのLTEエリア最適化を実施。

・平成25年1月までに周波数共用に関するフィールド試験環境を構築し、干渉影響、離隔距離等に関する検証を、対象免許人、免許人団体、製造業者と共同で実施。

・協議会において、対象免許人との協議開始後も、対象免許人の移行に関する問題を共有し対応策の検討を行い、認定開設者の協議要員へ、免許人団体から対象免許人へそれぞれフィードバックを実施。

・ラジオマイクの対象免許人の要望を分析し、製造業者に情報提供するとともに、早期の市場投入を要請。また、必要に応じて、製造業者と製品開発状況を定期的に確認する会合を開催。

・新周波数帯対応のラジオマイクを確保し、対象免許人の品質評価・機器選定等について、事前の確認ができるよう支援する等、伝搬特性や音声品質等に関する検証・評価について対象免許人の理解が得られるまで対応。

・ラジオマイクの使用場所や利用状況に応じたチャンネル設定を支援。

・平成28年末までは必要に応じ新旧周波数帯の併用を実施。

・周波数共用時の運用調整について、現在の運用調整ルール・システムを活用するほか、対象免許人から要望があれば商用運用前に試験電波の発射を行い、必要に応じて干渉回避措置（出力低減、指向方向調整、電波の一時停止等）を実施。



2 体制の観点での記載事項

- ・合意日から1か月以内に、社内の専門組織として「終了促進センター」を設置（最大428名体制）し、対象免許人や免許人団体との調整等を実施。
- ・「終了促進センター」では、個別見積り等の対応要員を各地域の拠点等に配置するほか、個別ソリューションの検討や事例共有を行う「個別ソリューショングループ」を設置。
- ・「終了促進監査室」を社内の別組織として設置し、「終了促進センター」の業務を監督し、終了促進措置全体のリスクマネジメントを担当。
- ・作業遅滞時の要員として社内で100名を確保。

- ・独立した組織として「一般社団法人700MHz利用者支援センター」を設置し、相談・苦情に回答・助言等を行い、苦情申し立てがあった場合は事実関係の確認や社内組織（終了促進監査室）に是正勧告を行うほか、弁護士団体との提携を通じて斡旋人・調停人・仲裁人の候補として弁護士を紹介。

3 その他の記載事項

- ・認定開設者が複数の場合は、あらかじめ全ての認定開設者間で協議し、合意した上で、開設計画にかかわらず当該合意内容に基づき終了促進措置を実施。

2 体制の観点での記載事項

- ・認定後速やかに社内の専門組織として「700MHz帯推進本部」を設置（協議要員のみで最大530名、窓口要員を含め最大1,270名体制）し、対象免許人や免許人団体との協議、対象免許人への周知・通知、問合せ対応等を実施。
- ・「700MHz帯推進本部」では、対象免許人の対応要員を各地域の拠点等に配置するほか、FPU、ラジオマイク、受信ブースター障害等をそれぞれ統括する各部署を設置。
- ・「700MHz帯推進本部」は社内のガバナンス体制のもとで、監査・監督等が行われる。
- ・認定開設者・免許人団体・製造業者等による「700MHz帯周波数移行協議会」を設置。FPU・ラジオマイクの各部会を設置し、スケジュール等の共有、終了促進措置に当たっての課題抽出・進捗確認等を実施。
- ・外部への委託により「700MHz帯利用者サポートセンター」を設置し、相談等を受け付け、事実関係の確認や社内組織（700MHz帯推進本部）に是正勧告を行うほか、協議の斡旋・調停・仲裁を行う候補として弁護士を紹介。
- ・「700MHz帯利用者サポートセンター」の中立性確保を図るため、委託契約書の素案を添付し、学識経験者・弁護士等からなる監査用アドバイザーボードの設置も検討。

3 その他の記載事項

- ・認定開設者が複数の場合は、あらかじめ全ての認定開設者間で協議し、合意した上で、全体的に計画を進捗させるべく柔軟に対応。また、「700MHz帯推進本部」の役割は、全ての認定開設者が共同して一般社団法人とした組織形態で設置。

2 体制の観点での記載事項

- ・合意日から1か月以内に、社内の専門組織として「移行促進措置推進センター」を設置（最大292名体制）し、対象免許人や免許人団体との調整等を実施。
- ・「移行促進措置推進センター」では、対象免許人の対応要員を各地域の拠点等に配置するほか、全国の統括を行う「統括交渉グループ」を設置（利用者の形態ごとに3担当に分掌）。
- ・「移行監査委員会」を社外に設置し、協議手法等の正常性の確認を行い、社内及び「移行検討会」に提言を実施。
- ・合意日から1か月以内に、FPU・ラジオマイクそれぞれについて、認定開設者・免許人団体による「移行検討会」を設置し、造業者等についても参加を要請。製品情報、設置工事、周波数共用等の協議を実施。
- ・社外に「終了促進措置調整連絡会」を設置し、対象免許人からの疑義・苦情を受け付け、第三者的立場から協議の仲裁・調停を弁護士に依頼。

3 その他の記載事項

- ・認定開設者が複数の場合は、あらかじめ全ての認定開設者間で協議し、合意した上で、開設計画を見直すことがある。



	イー・アクセス	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	KDDI／沖縄セルラー電話
他の者よりも計画が優位であること	評価：0点	評価：2点	評価：0点
	<p>対抗的な審査（2者間の総当たりによる審査）の結果は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エヌ・ティ・ティ・ドコモは、イー・アクセス及びKDDI／沖縄セルラー電話の2者よりも計画が優位。 ・イー・アクセス及びKDDI／沖縄セルラー電話の2者はいずれも同等。 		
	イー・アクセス & エヌ・ティ・ティ・ドコモ	<ul style="list-style-type: none"> ・両者とも、協議開始前に対象免許人の意向を把握し、終了促進措置手順の定型化（協議の合意内容に関するひな形の作成等を含む。）を実施した上で定型的な処理が行えない場合についての対策等が具体的に記載されており、この点では同等であるが、エヌ・ティ・ティ・ドコモは、免許人団体・製造業者等からなる協議会において対象免許人の意向に関する問題の共有やその対応策について協議し終了促進措置の協議へフィードバックすることとしており、かつ、テストベッド及びフィールド試験環境を構築する等共用条件の検証等周波数移行に関する技術支援を行うこととしており、イー・アクセスに比べて、迅速な合意形成を図るための具体的な対策に関して優位な点を有するものと評価。 ・両者とも、大規模な社内体制を早期に整備して専門組織を設置するとともに、当該組織における業務分担を明確に記載しており、加えて、外部組織を設置して協議の仲裁・調停等の支援を行うこととしており、円滑な実施を図るための体制の整備の観点から、両者は同等と評価。 ・上記2点から、エヌ・ティ・ティ・ドコモは、イー・アクセスよりも計画が優位と評価。 	
	イー・アクセス & KDDI／沖縄セルラー電話	<ul style="list-style-type: none"> ・両者とも、協議開始前に対象免許人の意向を把握し、終了促進措置手順の定型化（協議の合意内容に関するひな形の作成等を含む。）を実施した上で定型的な処理が行えない場合についての対策等が具体的に記載されており、迅速な合意形成を図るための具体的な対策の観点から、両者は同等と評価。 ・両者とも、大規模な社内体制を早期に整備して専門組織を設置するとともに、当該組織における業務分担を明確に記載しており、加えて、外部組織を設置して協議の仲裁・調停等の支援を行うこととしており、円滑な実施を図るための体制の整備の観点から、両者は同等と評価。 ・上記2点から、どちらがより優れているとは言えず、両者の計画は同等と評価。 	
エヌ・ティ・ティ・ドコモ & KDDI／沖縄セルラー電話	<ul style="list-style-type: none"> ・両者とも、協議開始前に対象免許人の意向を把握し、終了促進措置手順の定型化（協議の合意内容に関するひな形の作成等を含む。）を実施した上で定型的な処理が行えない場合についての対策等が具体的に記載されており、この点では同等であるが、エヌ・ティ・ティ・ドコモは、免許人団体・製造業者等からなる協議会において対象免許人の意向に関する問題の共有やその対応策について協議し終了促進措置の協議へフィードバックすることとしており、かつ、テストベッド及びフィールド試験環境を構築する等共用条件の検証等周波数移行に関する技術支援を行うこととしており、KDDI／沖縄セルラー電話に比べて、迅速な合意形成を図るための具体的な対策に関して優位な点を有するものと評価。 ・両者とも、大規模な社内体制を早期に整備して専門組織を設置するとともに、当該組織における業務分担を明確に記載しており、加えて、外部組織を設置して協議の仲裁・調停等の支援を行うこととしており、円滑な実施を図るための体制の整備の観点から、両者は同等と評価。 ・上記2点から、エヌ・ティ・ティ・ドコモは、KDDI／沖縄セルラー電話よりも計画が優位と評価。 		

基準B

		イー・アクセス	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	KDDI／沖縄セルラー電話
<p>本開設指針又は平成21年総務省告示第248号に係る開設計画の認定を受けていない電気通信事業者等多数の者に対する、卸電気通信役務の提供又は電気通信設備の接続その他の方法による特定基地局の利用を促進するための具体的な計画がより充実していること。(開設指針別表第3の3の2(1))</p>	<p>MVNO（仮想移動体通信事業者）への提供に関する計画を有していること</p>	<p>評価：1点</p>	<p>評価：1点</p>	<p>評価：1点</p>
		<p>いずれの申請も、以下のように、MVNOへの提供に関する計画を有している。</p>		
<p><用語注> L2接続：SGSN/SGW等のレイヤ2での接続 L3接続：GGSN/PGW等のレイヤ3での接続 SGSN：W-CDMA系の加入者パケット交換機 SGW：LTE系の加入者パケット交換機 GGSN：W-CDMA系の中継パケット交換機 PGW：LTE系の中継パケット交換機</p>		<p>1 方法の多様性の観点での記載事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年3月から開始したLTEサービスに先立ち、平成24年1月にLTEを含むMVNO標準プランを公表。700MHz帯については公表した内容以外にも、追加を実施して適用。 MVNO標準プランは、データ通信サービスについては相互接続型（L2接続/L3接続）と卸電気通信役務型（接続型（L2接続/L3接続）と接続不要（OEM）型）を、音声サービスについては卸電気通信役務型を設定。帯域課金、ID課金等の料金体系を提供。 MVNO事業者からの要望に応じ、通信速度、料金体系、用途限定等の提供条件について柔軟に対応。 MVNEとしてMVNO事業構築を支援するコンサルティング業務を提供。MVNEとして加入審査、ユーザサポート、料金請求、端末物流等の業務委託メニューも提供。 MNO向けにも、ネットワークサービスをローミング形態を含む卸役務として提供。 MVNO事業者にSIMフリー端末を提供。 LTEでの国際インローミングサービスの提供を平成25年度に実施。700MHz帯についても、同周波数帯でLTEサービスを提供する海外の電気通信事業者は、国際インローミングが可能。 	<p>1 方法の多様性の観点での記載事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 卸携帯電話サービス約款や説明資料、接続約款・技術的条件集・相互接続ガイドブック等を公表。700MHz帯についても同等の提供条件を適用。 既存周波数帯でのLTEサービスにおいて、相互接続型（L2接続、L3接続）並びに卸電気通信役務であるデータプラン型、帯域幅課金型（L2接続/L3接続）及び総合利用型による標準プランを設定済。 MVNO事業者からの要望に応じ、提供条件について柔軟に対応。 MVNO事業者で回線の開通・解約等が可能となるSIM書込みシステムを開発し専用端末を貸与。また、MVNO事業者の運営を支援するため、大容量コンテンツ配信、MVNO課金情報提供、SMS接続、コンテンツ情報料の回収代行等の機能メニューを提供。 LTEでの国際インローミングサービスの提供を平成25年度に実施。700MHz帯についても、同周波数帯でLTEサービスを提供する海外の電気通信事業者は、国際インローミングが可能。 	<p>1 方法の多様性の観点での記載事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年内から開始するLTEサービスに先立ち、平成24年5月にLTEを含むMVNO標準プランを公表。700MHz帯についても同等の提供条件を適用。 MVNO標準プランは、データ通信サービスについては相互接続型（L2接続/L3接続）と卸電気通信役務型（接続型（L2接続/L3接続）と接続不要（再販）型）を、音声サービスについては卸電気通信役務型を設定。帯域課金、ID課金等の料金体系を提供。 MVNO事業者からの要望に応じ、提供条件について柔軟に対応。 MVNO事業者の運営を支援し利用環境を整備するため、加入審査、ユーザサポート、端末物流、料金情報提供、コンテンツ情報料の回収代行、QoS機能等の機能メニューを提供。 LTEでの国際インローミングサービスの提供を平成26年度に実施。700MHz帯についても、同周波数帯でLTEサービスを提供する海外の電気通信事業者は、国際インローミングが可能。
		<p>2 対象の多数性の観点での記載事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成37年度末に437万契約のMVNO加入者を計画し、33社からのMVNO向けサービスに対する関心表明書を添付。 	<p>2 対象の多数性の観点での記載事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成36年度末に1,000万契約のMVNO加入者を計画し、48社からのMVNO向けサービスの交渉状況に関する資料を添付。 	<p>2 対象の多数性の観点での記載事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成35年度末に3,200万契約のMVNO加入者を計画し、123社からのMVNO向けサービスに対する関心表明書を添付。



	イー・アクセス	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	KDDI／沖縄セルラー電話
他の者よりも計画が優位であること	評価：0点	評価：0点	評価：0点
	対抗的な審査（2者間の総当たりによる審査）の結果は次のとおり。 ・イー・アクセス、エヌ・ティ・ティ・ドコモ及びKDDI／沖縄セルラー電話の3者はいずれも同等。		
	イー・アクセス & エヌ・ティ・ティ・ドコモ	<ul style="list-style-type: none"> 両者とも、卸電気通信役務及び相互接続それぞれの提供形態において、L2接続及びL3接続の双方の形態の標準プランを計画し、MVNO事業者の運営を支援するための各種機能メニューを提供すること、また、海外の電気通信事業者に対して、LTEでの国際インローミングサービスの利用を可能とすることを明記しており、方法の多様性の観点から、両者は同等と評価。 両者とも、MVNO加入者の増加見通しを明記し、その根拠として、MVNOサービスに対するMVNO事業者の関心を示す書類を添付しており、対象の多数性の観点から、同等と評価。 上記2点から、どちらがより優れているとは言えず、両者の計画は同等と評価。 なお、イー・アクセスは、MNO向けにもローミング形態を含む卸電気通信役務として提供することとしているが、国内向けのローミングサービスについては、情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方（平成23年12月20日）」において、「あくまでもMNOは自らネットワークを構築して事業展開を図ることを原則とする」という2009年の接続ルール答申における整理は、引き続き維持することが適当とされており、優位な点を有するとまで評価することは困難である。また、MVNO事業者にSIMフリー端末を提供することとしているが、携帯電話利用者のSIMロック解除に対する要望に応える観点からは望ましいと考えられるが、他の事業者のSIMカードを差し込んで使用することが、今回割り当てる周波数を使用する特定基地局の利用を促進することに直接つながるとは言えないため、優位な点を有するとまで評価することは困難である。 	
	イー・アクセス & KDDI／沖縄セルラー電話	<ul style="list-style-type: none"> 両者とも、卸電気通信役務及び相互接続それぞれの提供形態において、L2接続及びL3接続の双方の形態の標準プランを計画し、MVNO事業者の運営を支援するための各種機能メニューを提供すること、また、海外の電気通信事業者に対して、LTEでの国際インローミングサービスの利用を可能とすることを明記しており、方法の多様性の観点から、両者は同等と評価。 両者とも、MVNO加入者の増加見通しを明記し、その根拠として、MVNOサービスに対するMVNO事業者の関心を示す書類を添付しており、対象の多数性の観点から、同等と評価。 上記2点から、どちらがより優れているとは言えず、両者の計画は同等と評価。 	
エヌ・ティ・ティ・ドコモ & KDDI／沖縄セルラー電話	<ul style="list-style-type: none"> 両者とも、卸電気通信役務及び相互接続それぞれの提供形態において、L2接続及びL3接続の双方の形態の標準プランを計画し、MVNO事業者の運営を支援するための各種機能メニューを提供すること、また、海外の電気通信事業者に対して、LTEでの国際インローミングサービスの利用を可能とすることを明記しており、方法の多様性の観点から、両者は同等と評価。 両者とも、MVNO加入者の増加見通しを明記し、その根拠として、MVNOサービスに対するMVNO事業者の関心を示す書類を添付しており、対象の多数性の観点から、同等と評価。 上記2点から、どちらがより優れているとは言えず、両者の計画は同等と評価。 		

基準C				
		イー・アクセス	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	KDDI／沖縄セルラー電話
<p>申請者に割り当てている周波数帯の有無及び差違並びに申請者に割り当てている周波数の幅に対する当該周波数を利用する電気通信事業に係る契約数の程度を勘案して、特定基地局を開設して電気通信事業を行うことが、電気通信事業の健全な発達と円滑な運営により寄与すること。(開設指針別表第3の3の2(2))</p>	<p>割り当てる周波数帯と同等の特性を持つ周波数帯を有していないこと</p>	<p>評価：1.5点</p> <p>今回割り当てを行う700MHz帯については、電波の伝搬特性を考慮して、当該周波数と同等な1GHz未満の周波数帯を保有していない、イー・アクセスの1者を評価。</p> <p>申請者への割当済周波数帯</p> <ul style="list-style-type: none"> 1.7GHz帯 (15MHz幅×2) <p><合計30MHz幅></p>	<p>評価：0点</p> <p>申請者への割当済周波数帯</p> <ul style="list-style-type: none"> 800MHz帯 (15MHz幅×2) ※1 1.5GHz帯 (15MHz幅×2) ※2 1.7GHz帯 (20MHz幅×2) ※3 2GHz帯 (20MHz幅×2) <p><合計140MHz幅></p> <p>※1 平成24年7月25日以降の周波数。 ※2 平成25年度末まで一部の周波数について使用制限あり。 ※3 東名阪地域での利用に限る。</p>	<p>評価：0点</p> <p>申請者への割当済周波数帯</p> <ul style="list-style-type: none"> 800MHz帯 (15MHz幅×2) ※1 1.5GHz帯 (10MHz幅×2) 2GHz帯 (20MHz幅×2) ※2 <p><合計90MHz幅></p> <p>※1 平成24年7月25日以降の周波数。 ※2 平成24年6月1日以降の周波数。</p>
	<p>割当済周波数幅に対する契約数の割合が大きいこと</p>	<p>評価：0点</p>	<p>評価：1.5点</p>	<p>評価：1.5点</p>
	<p>割当済周波数幅に対する契約数について、当該契約数の全申請者の平均値(31.78万契約/MHz)の高低により判断することとし、以下のように、当該平均値より大きいエヌ・ティ・ティ・ドコモ及びKDDI／沖縄セルラー電話の2者を評価。また、直近(平成23年度末)の当該契約数だけでなく、1年前(平成22年度末)の当該契約数(平均：29.50万契約/MHz)及び1年後(平成24年度末)の当該契約数(平均：34.07万契約/MHz)についても、以下のように検証を実施したが、評価結果は同じであった。なお、参考として、資本関係のある移動通信事業者を申請者と一体とした検証も実施したが、評価結果は同じであった。</p>			
			<p>1 平成23年度末時点</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約数実績：4,017,163契約※1 割当済周波数(計30MHz)当たりの契約数：13.39万契約/MHz <p>2 平成22年度末時点</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約数実績：3,117,903契約※1 割当済周波数(計30MHz)当たりの契約数：10.39万契約/MHz <p>3 平成24年度末(予測)</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約数予測：4,916,423契約※2 割当済周波数(計30MHz)当たりの契約数：16.39万契約/MHz <p>※1 電気通信事業報告規則による報告値。 ※2 平成23年度末の契約数に、平成22年度末からの増加数を加えたもの。</p>	<p>1 平成23年度末時点</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約数実績：60,129,478契約※1 割当済周波数(計140MHz)当たりの契約数：42.95万契約/MHz <p>2 平成22年度末時点</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約数実績：58,009,806契約※1 割当済周波数(計140MHz)当たりの契約数：41.44万契約/MHz <p>3 平成24年度末(予測)</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約数予測：62,249,150契約※2 割当済周波数(計140MHz)当たりの契約数：44.46万契約/MHz <p>※1 電気通信事業報告規則による報告値。 ※2 平成23年度末の契約数に、平成22年度末からの増加数を加えたもの。</p>

	イー・アクセス	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	KDDI／沖縄セルラー電話
基準への適合の度合いが高いこと。(開設指針別表第3の3)	評価：3. 5点	評価：5. 5点	評価：3. 5点
基準Aから基準Cまでの結果をとりまとめ、合計点数を評価する。			
	基準A 1点（計画を有する） 0点 基準B 1点（計画を有する） 0点 基準C 1. 5点（特定の周波数帯を有しない） 0点	基準A 1点（計画を有する） 2点（他の2者より計画が優位） 基準B 1点（計画を有する） 0点 基準C 0点 1. 5点（契約数の程度が大きい）	基準A 1点（計画を有する） 0点 基準B 1点（計画を有する） 0点 基準C 0点 1. 5点（契約数の程度が大きい）

以上のように、エヌ・ティ・ティ・ドコモが最高点を獲得しており、競願時審査基準（第3基準）への適合の度合いが最も高いため、開設指針第10項第5号の規定により、同社が第1希望とする783MHzを超え793MHz以下の周波数（Middleバンド）を同社に割り当てる。

また、イー・アクセス及びKDDI／沖縄セルラー電話は獲得点数が等しく同順位であるため、両者がそれぞれ第2希望とした周波数として、イー・アクセスに793MHzを超え803MHz以下の周波数（Highバンド）を、KDDI／沖縄セルラー電話に773MHzを超え783MHz以下の周波数（Lowバンド）をそれぞれ割り当てる。

また、開設計画の認定に当たり、開設指針の趣旨等を踏まえ、次の条件を付することとする。

<認定の条件>

- 1 3. 9世代移動通信システムによる広範なブロードバンドサービスの普及に取り組むこと。
- 2 終了促進措置の実施に関して、対象免許人との間で十分な合意形成を図り、円滑な実施に努めるとともに、透明性の確保を十分に図ること。
- 3 電気通信設備の接続及び卸電気通信役務の提供その他の方法による特定基地局の利用の促進に努めること。
- 4 特定基地局の開設及び運用に当たっては、地上デジタル放送の受信障害の防止・解消を図るための措置を適切に実施すること。
- 5 東日本大震災による被害や多発する携帯電話の通信障害にかんがみ、停電対策・輻輳対策や通信障害の発生防止等の電気通信設備に係る安全・信頼性の向上に努めること。